第3章　弁護士の活動領域の拡がり

伝統的な弁護士のあり方は、裁判所の近くに事務所を設け、主として裁判における代理人・弁護人活動を行い、従として裁判外での個別具体的な事件についての交渉や契約書等のチェックなどを行うものとしてイメージされてきた。現在でも、多くの弁護士にとって法廷活動は業務の中心であるものの、昨今の社会経済情勢の複雑化に伴い派生する多様な法的ニーズに対応するため、弁護士の取り扱う業務分野・領域は広く拡充しつつある。日弁連としては個々の弁護士の活動についていろいろな形で支援をしているが、残念ながらその活動の実態をすべて把握しているわけではない。以下に掲げる各項目については、限定された資料の中でまとめている。

1　組織内弁護士の現状

（1）組織内弁護士数の推移

弁護士活動の多様化に伴い、企業、中央省庁、地方公共団体等の組織において、弁護士としての専門的知識や経験を活かして活躍する弁護士も増えている。「組織内弁護士」とは、官公署又は公私の団体において職員若しくは使用人となり、又は取締役、理事その他の役員となっている弁護士をいう（弁護士職務基本規程第 50 条）。

組織内弁護士の形態

企業内弁護士：企業の従業員、使用人、役員として職務を遂行している弁護士（社内弁護士と呼ぶ場合もある）
任期付公務員：法律条例に基づき、中央省庁等や地方公共団体において、任期付きで採用された職員

全国の企業内弁護士数は、2020 年 6 月 30 日現在で 2,629 人、他方、任期付公務員数は、2020 年 6 月 1 日現在で 241 人となっている。なお、任期付公務員数は、2020 年 6 月 1 日時点で弁護士登録をしている者について計上している。

資料2-3-1　組織内弁護士数の推移

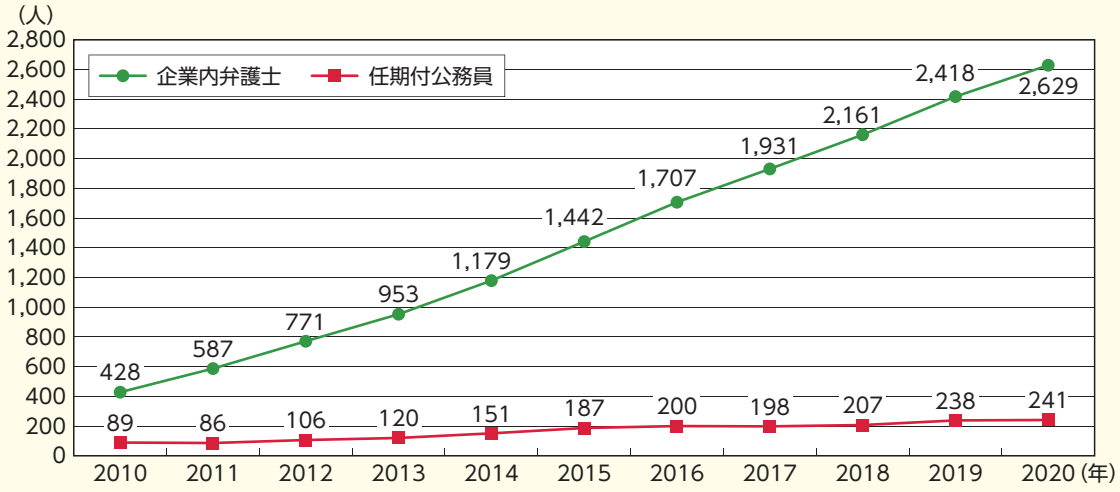

【注】1．企業内弁護士数は、日弁連データをもとに JILA（日本組織内弁護士協会）調べによるもの。
各年の調査年月については、次頁「弁護士会別企業内弁護士数の推移」の表参照。
2．任期付公務員数は、日弁連調べによるもので、各年 6 月現在。